

基本施策(1) 観光・リゾート産業の振興

目指すまちの姿

西海岸におけるコンベンション・リゾートエリアをはじめ、マリンスポーツや各種イベントといった地域資源の充実及び創出を図るとともに、各種関係組織・団体と連携し、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行い、誰もが訪れてみたくなる環境づくりを目指します。

現状と課題

- 本市西海岸エリアにおいて、コンベンションセンターや海浜公園にて MICE 誘致、多彩なイベントが実施され、多くの来場者があるにも関わらず、当エリアでの宿泊や飲食、買物等の消費を促す環境が少ないため、イベント実施における経済効果が本市に十分還元されていない状況があります。また公共交通機関や駐車場も慢性的に不足している状況があります。
- 本市西海岸エリアにて多彩なイベントを実施していますが、イベント時の駐車場不足が解消されていません。また、新たな観光資源の創出が課題となっています。
- 県内で認知度の高い大山地域の田いものような本市の特産品を誕生させ、観光客の誘客と地域消費活動の活性化を図りたいものの、有力な特産品誕生には至っていません。
- 特産品・市産品の生産（量）規模、販路開拓、情報発信が不足しています。
- 新たな観光資源や観光コンテンツ、また大山田いもに並ぶ特産品等の開発が必要となっています。
- 市内観光周遊コースの作成や市全域の観光施設・食文化等の情報発信等が課題となっています。
- 英語版を含めたインバウンド対応の観光ガイドマップ、HP の作成したが、掲載内容が不十分な状況であり、内容の充実や観光パネルの作成が必要です。



トロピカルビーチ
ミュージックパーティ（トロパ2016）



マリンレジャー体験



○指定管理者制度とは・・・

体育館や図書館等地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①観光資源の創出と拡充	<p>コンベンション・リゾートのさらなる充実を図るため、今後も多彩なイベントの開催や支援、本市の特性を活かした観光資源の創出・拡充を図ります。</p> <p>マリン支援センターについては、引き続き、指定管理者制度による民間活力の活用や、市内事業所・関連団体等との連携を促進し、観光資源の有効活用を促します。</p> <p>市商工会や金融機関、その他関係機関と連携し、市内事業者の経営基盤、生産体制等の支援や特産品開発を奨励します。</p> <p>また、物産展やイベント出展等を通して、特産品・市産品等の普及促進に取り組みます。</p>	<p>○多彩なイベント等の振興</p> <p>○市内観光資源の創出と拡充</p> <p>○民間活力を活かした観光資源の有効活用</p> <p>○特産品、市産品の普及促進及び特産品の開発支援</p> <p>○特産品の開発支援</p>
③観光情報の発信及び観光推進組織の連携	<p>滞在型観光の推進を図るため、市内観光周遊コース及び観光案内板の作成、市ホームページの観光情報の充実等、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。</p> <p>西海岸地域を中心とした、市全域の観光情報の発信を効果的に行うため、国・県・観光振興協会等、各種関係組織・団体との連携強化を図ります。</p>	<p>○市ホームページの観光情報の充実観光案内サイトの開設・内容の拡充及び情報の発信</p> <p>○市内観光周遊コースの作成</p> <p>○外国語案内の充実</p> <p>○観光振興協会との連携</p> <p>○各種関係団体との連携強化</p>

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
コンベンションエリア入域者数	226 万人	280 万人
特産品推奨認定商品数	56 商品	81 商品
特産品開発プロジェクトチームの結成	なし	結成
市内観光周遊コース及び多言語ガイドマップの作成	なし	作成
サンゴの植樹活動の支援	0 株	100 株
はごろも祭り来場者数 <small>KPI</small>	14.5 万人	16 万人

関連する主な個別計画等

- ・ 第二次宜野湾市産業振興計画 (R1～R5 年度)

基本施策(2) コンベンション支援機能の充実

目指すまちの姿

国や県との連携のもと、企業誘致等によるアフターコンベンション機能の充実や、公共交通機関の利便性の向上、美しい景観の形成等、本市の強みであるコンベンション・リゾート環境の整備を総合的に推進するとともに、国内外へのセールスプロモーション活動の実施により、多くの来訪者で賑わうまちを目指します。

現状と課題

- 仮設避難港をはじめとする本市西海岸地域の開発基本構想案を策定しているものの、具体的な整備には至っていません。仮設避難港については、国の所有、県の管理している土地となっており、国、県との連携、協力が必要です。
- 沖縄コンベンションセンターや宜野湾市海浜公園等、市内外から多くの観光客が訪れ、都市機能用地の第1～第3街区に整備された大型商業施設や複合アミューズメント施設、宿泊施設等アフターコンベンション機能の充実化と相まって西海岸地域の賑わいを創出しています。今後も、企業誘致のための用地確保が求められています。
- 西海岸地域でのイベントや催事等の情報の共有化が図られておらず、複数の施設でイベントが重なる際には交通渋滞や駐車場の不足が生じているため、交通渋滞対策や駐車場確保等が求められています。
- 宜野湾市景観計画において、宜野湾海浜公園一帯は、本市が推進する「国際コンベンションリゾート拠点」の形成や西海岸地域開発との連携を図りながら海岸周辺地域における良好な景観の形成を進めるとともに、景観形成重点地区の候補地として位置づけられています。
- 宜野湾海浜公園一帯の景観形成重点地区の指定は、西海岸地域開発事業の進捗に合わせて取り組んでいきますが、開発を進めるにあたり良好な景観を保全・創出するためには景観に配慮した整備を進めて検討していく必要があります。
- 急増する中華圏からの観光客に対応できる人材が不足しています。そのため、高い語学力や観光知識を持った人材の育成が必要です。

一 口 へ ち

- アフターコンベンションとは・・・
見本市・シンポジウム・博覧会等、コンベンションの後の催しや懇親会のこと。
- 景観形成重点地区とは・・・
「宜野湾市景観計画」にて、景観づくりを重点的に推進すべきと位置づけられる地区のこと。
- 都市型オーシャンフロント・リゾート地とは・・・
沖縄21世紀ビジョン基本計画に示された、本市から読谷村に至る西海岸地域において目指すべき姿のこと。
本市において、地域の既存資源を活用しながら、スポーツ、食、医療機能等を拡充することによって、テーマの独自性の向上により周辺地域における拠点機能と連携し、国際競争力を持つ都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指しています。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① コンベンション・リゾート環境の整備・充実	<p>都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指して、仮設避難港を核として位置付け、既存集客施設の拡充や企業誘致等、西海岸地域の開発に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、県との連携による親水性護岸の整備や、近隣自治体との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナードの形成、公共交通機関の利便性向上等、コンベンション・リゾートの拠点として一体的な基盤の整備・拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コンベンション・リゾート基盤の整備拡充 ○仮設避難港の利用促進に向けた取り組み ○西海岸地域における商業・リゾート施設の誘致及び充実 ○観光地形成促進地域制度の活用による企業誘致の促進と施設の充実 ○西海岸地域における駐車場及び公共交通機関の整備への対応 ○コンベンション・リゾートエリアにふさわしい景観の形成
② 受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実	<p>きめ細かなニーズの把握、関係機関との連携のもと、観光・コンベンション分野における人材育成による、国際会議等への受入態勢の充実や、セールスプロモーション活動を推進します。</p> <p>各種スポーツ大会やスポーツキャンプ・合宿等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンション振興に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○観光・コンベンション分野における人材育成 ○セールスプロモーション活動の実施 ○プロ野球キャンプをはじめとした、プロスポーツ大会開催等への支援

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプの経済効果	8.5 億円	9 億円
新屋外劇場の利用回数	10 回	17 回
スポーツキャンプ・大会開催による来場者数 KPI	21,420 人	26,000 人

関連する主な個別計画等

- ・第二次宜野湾市産業振興計画（R1～R5 年度）
- ・宜野湾市景観計画（H27 年度～）

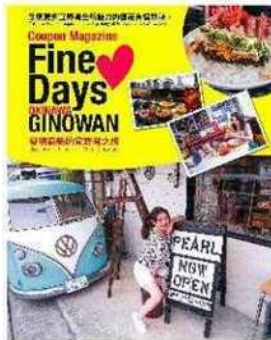
基本施策(3) 地域商店街の活性化

目指すまちの姿

空き店舗対策や集客力の向上に資する支援を行い、賑わいと活気あふれる商店街づくりを目指します。また、地域の事業者等との連携のもと、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや地域住民との交流を推進し、地域で親しまれ、魅力あふれる商店街づくりを目指します。

現状と課題

- 各地域の商店街及び商業地域では、地域で連携し、売上や集客力向上等に取り組む商店街組織が
かつては 17 の通り会（商店街組織）が存在していましたが、現在は増えつつあるが、2組織のみである。また、地域の事業者間の連携が図られておらず、市全体を活性化させるためには、商店街が市民の生活基盤となる場として活性化させる必要があります。
- 普天間地域をはじめ老朽化した空き店舗の解消が進まず、ロードサイド型の商業地域においては、閑散とした印象を与えています。
- 外国人観光客を含め多くの観光客が訪れる西海岸地域から市内商店街等への誘客が進んでおらず、経済波及効果が図られていません。
- 老朽化した店舗、空き店舗の改修や商店街を構成する地域の事業者等の集客力・販売力の向上、インバウンド対応力の向上が求められています。



インバウンド向けパンフレット



集客力・販売力向上支援

一 口 メ モ

○インバウンドとは・・・

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す外来語のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 地域の特性を活かした商店街づくりの促進	<p>商店街や商業地域において、地域の事業者等が連携し、多様化する消費者や地域住民のニーズを捉え、地域の特色を活かし、地元消費活動の活発化に貢献する商店街組織の組織化と活動を支援します。</p> <p>さらに、アドバイザー派遣等による集客力向上や、観光インバウンド対応力の強化を図り、大型商業施設にはない、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや、地域住民との交流等、地域に親しまれ、魅力あふれる商店街づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普天間地域をはじめとする商店街・商業地域の活性化 ○ 商店街活動の中心的役割を担う人材の育成 ○ 地域商店街等と連携し地域活性化に取り組む団体等の活動支援 ⊖ 地域の事業者等の集客力、販売力の向上支援 ⊖ インバウンド対応力の強化支援 ○ 観光産業と連携した商店街の活性化
② 商業環境の充実	<p>市内の空き店舗の解消及び抑制を図るため、空き店舗対策事業を実施し、事業者がより魅力的な店舗づくりが行えるよう、アドバイザーの派遣や店舗リフォームの助成等、多様な支援を検討します。</p> <p>また、駐車場不足についても調査研究を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗の解消 ○ 店舗リフォームの促進 ○ 駐車場不足への対応

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
地域商店街組織数	2 組織	5 組織
市内空き店舗数	175件	130件
家賃補助 採択件数 KPI	18 件	60 件
店舗リフォーム補助 採択件数 KPI	8 件	40 件

関連する主な個別計画等

- ・ 第二次宜野湾市産業振興計画 (R1～R5 年度)

基本施策(4) 商工業・情報通信産業の振興

目指すまちの姿

産学官及び金融機関、異業種間の連携のもと、新事業の創出や新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立を図り、商業・工業・情報通信産業の振興を目指します。

特に情報通信産業については、今後、市の重点的な振興を担う産業として位置づけ、宜野湾バイサイド情報センターへの企業誘致・集積による技術者の育成及び雇用の拡大を目指します。

現状と課題

- 経営革新や新事業の創出については、国や県等が行う施策の案内を行っています。
- 環境対策支援を経営革新や新事業創出につなげる取り組みが求められています。
- 本市を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、運転資金の確保や経営の革新を図り、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業は、経済社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための事業継承を促す支援が必要です。
- 本市は、地域でがんばる中小企業や小規模事業者が、今後も意欲を持って活躍していけるように、その振興策の強化と充実を図るため、「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」（平成27年7月）を制定し取り組みを進めています。
- 宜野湾バイサイド情報センターにおいて、情報通信関連事業者の誘致を行い、IT企業の集積とIT技術者の育成及び雇用の創出を図っています。また、創業環境の整備により新たなIT事業者を育成しています。
- 市内には、宜野湾バイサイド情報センター以外に情報通信関連事業者が入居できるオフィスが不足しているため、業績の向上等により事業の拡大を図る優良企業が市外へ流出しない対策が求められています。
- 消費者ニーズの多様化により事業者同士が連携し、お互いの得意分野を発揮しながら新たな商品やサービスを生み出すケースが増えていますが、本市ではまだ例が少ない状況です。



宜野湾バイサイド情報センター

一〇メモ

- オフショアとは・・・
システムやソフトウェア等の開発を海外の企業等に外注すること。国内の遠隔地の企業等に外注する「ニアショア」と対をなす言葉のこと。
- ニアショアとは・・・
システムやソフトウェア等の開発を国内の遠隔地の企業等に外注すること。海外の企業等に外注する「オフショア」と対をなす言葉のこと。
- インキュベーションとは・・・
起業の支援、創業間もない企業、中小企業の事業が軌道に乗るように支援すること。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 経営革新・新事業の創出支援	<p>事業者ニーズを把握し、経営基盤の強化や経営の革新を促す資金調達の円滑化、新たな商品及びサービスの誕生と販路拡大を促進し、市内事業所の経営力の強化と活力向上を図ります。</p> <p>また、事業存続のため、後継者不足に悩む事業者の円滑な事業継承の取り組みを支援します。</p> <p>環境に配慮した生産活動や、環境問題への対策支援を通して経営改革に向けた支援に取り組みます。</p>	<p>○市内事業者ニーズの把握</p> <p>○各種融資制度等の活用による支援</p> <p>○中小企業等の経営の革新、基盤強化等への支援</p> <p>○創業の支援</p> <p>○事業継承の支援</p> <p>○環境対策に対する支援</p>
② 情報通信関連事業者の立地促進	<p>宜野湾バイサイド情報センターへの企業誘致と、情報通信関連事業者の集積により、ソフト開発等のオフショア・ニアショアの受注拡大と、IT技術者の育成及び雇用の拡大を図ります。</p> <p>また、インキュベーション機能の充実化を図り、新たなIT事業者を育成します。</p> <p>さらに、税制優遇制度の活用を促し、市内の民間空き物件の情報提供等、情報通信関連事業者の立地促進を図ります。</p>	<p>○情報通信関連事業者の立地促進及び販路拡大支援</p> <p>○インキュベーション機能の充実化</p> <p>○高度なIT技術を有した人材の育成</p>
② 産学官金連携、異業種連携による新事業の創出	<p>大学等の研究機関や、金融機関等の産業支援機関と情報共有を図りながら、新事業の創出や異業種連携による新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立等につながる支援を行います。</p>	<p>○産官学及び金融機関との連携強化</p> <p>○異業種交流の促進</p>

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
市内廃業者数	22件	9件
ワンストップ相談窓口利用者の創業件数	33件	45件
宜野湾バイサイド情報センター（インキュベーションオフィス）での創業件数	0件	3件
産業高度化・事業革新促進地域制度の活用事業所数 KPI	事業所	事業所
情報通信関連産業振興地域制度の活用事業所数	7事業者	10事業者

関連する主な個別計画等

- ・第二次宜野湾市産業振興計画（R1～R5年度）
- ・宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H24～32年度）
- ・宜野湾市創業支援事業計画

基本施策(5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進

目指すまちの姿

新たな産業用地の確保に向けた取り組みや企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。

また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、多様な人々が多様な働き方ができる環境づくりを目指します。

現状と課題

- 西海岸地域の都市機能用地第1～第3街区への企業誘致は全て完了しています。都市機能用地以外にも西海岸地域のやその他の民有地には大型商業施設や宿泊施設等が進出し、地域消費活動の拡大と雇用の創出が図られています。
- 企業誘致できる市有地用地が不足しており、新たな土地開発に伴う商業企業立地のための用地確保に取り組む必要があります。
- 就業支援については、一定の成果を上げていますが、就業環境整備へ向けた取り組みが求められています。



シルバー人材センター活動




グジョブ体験 in ぎのわん

ーロメモ

- シルバー人材センターとは・・・
高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①企業立地の促進	新たな産業用地の確保に取り組み、民間空き物件の情報提供や、税制優遇制度を活用し、企業の誘致を行い、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出、観光客の誘客と地元消費の促進を図ります。	○企業立地の推進 ○税制優遇措置の活用
②人材育成の推進	国際化、多様化する経済社会情勢に対応可能な人材育成を行うとともに、企業の人材ニーズを把握し、マッチングの促進を図ります。 また、仕事と家庭を両立する多様な働き方が可能な人材育成の支援に取り組みます。 さらに、若年者の雇用環境を改善するため、若年者の就業意識向上に繋がる取り組みを実施します。	○中小、小規模事業所のニーズにあった人材育成の支援 ○多様な働き方が可能な人材育成 ○多様な働き方の促進 ○未来の働き手の育成 
③各種就業支援及び就業環境整備の推進	宜野湾市ふるさとハローワークによる就業支援を行い、様々な求職者の状況に応じて、関係機関と連携し、市民の雇用促進に取り組みます。 また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの強化・充実を図ります。 育児休業制度をはじめ、各種制度の普及・啓発に関する情報提供を行うとともに、中小企業等の就労環境向上を支援し、働く人々のワークライフバランスの実現を目指します。	○宜野湾市ふるさとハローワークによる就労支援 ○シルバー人材センターの強化及び充実 ○中小企業等の就労環境向上 ○各種制度の普及・啓発

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
多様な働き方就労支援事業による就労者数	なし	60人
地域キャリア教育支援事業による受講者数	680人	1,200人
児童生徒の就業意識の肯定的変化	95%	90%以上
IT人材の育成	なし	40人
宜野湾市ふるさとハローワークにおける就職件数 	700件	800件
就業体験受講者数 	人	人

関連する主な個別計画等

- ・第二次宜野湾市産業振興計画（R1～R5年度）

基本施策(6) 都市農業・漁業の振興

目指すまちの姿

新規就農者に対する支援、農産物のブランド化や農作物の地元での消費促進及び学校教育における農作業の体験等、都市農業の多様な機能が発揮できるまちを目指します。また、漁業については、安定的な漁業経営、所得の向上が図られる取り組みや水産物のブランド化を推進します。

現状と課題

- 本市の農業経営の特色は主に、少量多品目の作付けや消費者へ採れたて野菜の直接販売、食品事業者との直接取引です。農地面積は小規模ながらも一部収益性の高い農業を営む農業者や農業以外による安定的な収入の下で農業に従事する農業者等多様な農業者が存在します。
- 本市は、ほぼ全域が市街化区域となっており、主要な農業振興施策の対象外となっています。そのような中、都市に存する立地の特性から、都市農業の振興は、都市農業の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図れるような措置を講ずる必要があります。また、農地は都市環境の改善や景観形成に果たす役割への市民の期待が大きくなっています。
- 本市産業まつりでは、農水産物・商工業製品等の品評会及び展示即売会等を実施し、生産者と市民相互の親睦・交流を図るなど、本市の産業振興の発展に寄与しています。
- 特産品の宜野湾市ターウムは、市内外より高く評価されており、ターウムを使用した商品開発も行われています。また、2月6日をターウムの日とした「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定するなど、独自の取り組みを実施しています。
- 本市の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、燃油・漁具の高騰、魚価の低迷、水産業に従事する者の高齢化や後継者不足等厳しい状況です。一方、食の安全に対する消費者の関心の高まり等、水産業に対しても市民の期待が高まっています。今後は、水産物による特産品の開発を関係団体と連携し検討する必要があります。**国の漁業再生支援交付金を活用し、漁業者の所得向上に向けた事業に取り組む。**



産業まつり



田いも畑



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①都市農業の振興	都市農業の多様な機能の発揮と、都市農地の有効活用及び適切な保全を図りつつ、市街地形成における農との共存に資するよう、都市農業の振興を図ります。 大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みを推進します。	○都市農業振興施策の検討 ○農産物ブランド化の推進 ○都市農業経営安定化への支援 ○大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みの推進 ○地産地消の推進 ○農業協同組合との連携 ○担い手育成支援
②漁業の振興	従来 of 漁業関係団体育成支援等の施策に加え、漁業者とともに、安定的な漁業経営や、所得の向上を目指した計画の策定に向けた取り組みを実施します。	○漁業振興施策の検討 ○水産物ブランド化の推進 ○水産業近代化奨励補助金、水産業構造改善事業補助金の活用促進 ○漁業協同組合への支援

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
新規就農者延べ人数	2人	6人
学校教育における農作業(田いも)体験	実施	継続実施

関連する主な個別計画等

- ・ 第二次宜野湾市産業振興計画 (R1～R5 年度)
- ・ 宜野湾市大山田いも栽培地区振興基本計画 (H21 年度～)

基本施策(1) 防災及び救急・消防体制の強化

目指すまちの姿

宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

- 宜野湾市地域防災計画に基づき備蓄食糧の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の充実を図っています。
- 現状の防災体制では十分とはいえないため、今後も継続的に防災体制の強化を図る必要があります。
- 一般家庭における防火に関する知識や、初期消火の訓練が十分ではありません。
- 各事業所の防火管理業務の強化と、各家庭での防火意識の啓発が望まれます。
- 建物利用者の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進が求められます。
- 複雑多様化する火災や自然災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、消防自動車や消防水利の整備拡充を進めています。
- 人口増加と高齢化社会の疾病構造変化に伴い、救急件数が年々増加しています。
- 増加する救急出動に対応するための救急体制の強化と救急車の適正利用が求められています。
- 緊急通報システムの利用者は、現在80人となっています。今後も、利用希望者を把握し必要性が認められる申請者に対し、システム導入を行う必要があります。



航空機火災対応訓練



地震・津波避難訓練

(大山ゲートまで避難する大山小学校児童)

一 〇 × 〇 〇

○自主防災組織とは・・・

災害対策基本法第5条第2項において規定する地域住民による任意の防災組織。地域住民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取り組みを担う組織のこと。

○緊急通報システムとは・・・

対象者に緊急事態が発生した時、ペンダント型の送信器を押すことによって自動的に通報センターに連絡され、協力員をとおして救急車の要請等適切な対応を行うためのシステムのこと。定期コールのサービス・相談も行っていきます。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援	<p>宜野湾市地域防災計画に基づき、食糧の備蓄及び避難所の確保等並びに防災体制の充実及び自主防災組織の育成強化に努めます。</p> <p>また、要配慮者の同意による避難行動要支援者名簿を整備し、避難所・避難経路等を定め一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧、飲料水の備蓄及び防災倉庫の整備 ○避難所等の確保及び避難誘導表示板等の整備 ○自主防災組織の育成強化 ○避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成 ○災害情報伝達手段の多様化及び強化
②市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化	<p>各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅防火の推進 ○事業所の防火管理体制強化 ○防火に係る安全情報の発信 ○市民の自助行動に関する二一の集約
③消防体制の強化	<p>複雑多様化する各種災害から市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防自動車や消防水利等の整備拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消防施設等の整備強化 安委 ○消防水利の整備拡充
③ 救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	<p>救急体制の強化と高度な救命処置を整備するため、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新を図ります。また、応急手当普及員を育成し、住民や事業所への応急手当普及啓発に努めます。</p> <p>また、高齢者等が安心して暮らしていけるよう緊急通報システムの構築について関係機関との連携を密にし、利用者情報の共有を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救急体制の整備・拡充 安委 ○応急手当普及員等の育成 ○救急活動への理解促進 ○救急救命士の育成・強化 ○緊急通報システム利用者情報の共有

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
食糧の備蓄 KPI	27,000 食	27,639 食
保存水の備蓄 KPI	2,136L	27,639L
防災備蓄倉庫の設置	2 基	13 基
津波一時避難ビルの指定	24 箇所	30 箇所
自主防災組織の設立数 KPI	12 団体	23 団体
住宅用火災警報器設置条例適合率	60%	62%
消防用設備等の点検報告率	38.9%	42.0%
防火管理者選任率	57.8%	62.0%
特定用途防火対象物の消防訓練（消火、避難）実施率	28%	30%
効率・効果的な立入検査の実施	15.3%	16%
住警器共同購入	2 回	1 回
防火指導	6 回	6 回
住警器訪問調査	1 回	1 回
消防車両等の整備更新		
消防水利充足率	86%	90%
普通救命講習等受講者数 KPI	2,037人	2,140人
高規格救急自動車の運用	4台	5台
救急出動件数の抑制	4,565件/年	5,250件/年
運用救急救命士数	27名	36名
緊急通報システム登録者	80人	常に最新情報

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市地域防災計画（H28年3月改訂）

基本施策(2) 交通安全・防犯対策の強化

目指すまちの姿

地域や関係機関との連携のもと、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実や、防犯灯の設置等を行うとともに、交通安全思想の普及や、地域ぐるみの防犯協力体制強化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 信号機、横断歩道等の設置については、宜野湾警察署との連携強化が必要です。
- 交通被害者への支援を行うため、交通遺児の把握に努める必要があります。
- 交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望等申し出によって、施設の整備を行っており、老朽化による修繕箇所の増加に対する対応が求められています。
- 地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後も、各種関係機関と連携し、さらなる防犯対策の強化が必要です。



防犯灯の点検（宇地泊区）



交通安全市内一周駅伝大会

一〇メモ

○ちゅらさん運動とは・・・

県、県教育庁、県警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 交通安全対策の強化	<p>スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実に努めます。また、交通安全運動・交通安全教室等を通し、交通安全意識の醸成を図ります。</p> <p>また、交通被害者への支援を行うため、交通遺児支援金造成運動等の推進を図ります。</p>	<p>○交通安全施設の整備 安委</p> <p>○交通安全意識の普及 啓発</p> <p>○交通被害者への支援の充実</p>
② 防犯対策の強化	<p>宜野湾市地域安全条例に基づき、防犯対策会議の一層の充実を図るとともに、防犯灯の設置促進、地域ぐるみの防犯協力体制の確立に努めます。</p> <p>また、地域や関係機関との連携のもと、ちゅらさん運動を推進するなど、防犯対策の強化を図ります。</p>	<p>○地域安全モデル地区の推進 継続支援</p> <p>○ちゅらさん運動の推進</p> <p>○防犯灯設置の促進</p> <p>○安全パトロール隊の活動の拡充</p>

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
交通安全教室の開催回数 (高齢者対象)	19回	23回
防犯ボランティア団体数	44団体	50団体

関連する主な個別計画等

- ・第10次宜野湾市交通安全計画 (H28~R2年度)

基本施策(3) 環境保全と循環型社会の形成

目指すまちの姿

環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- 環境活動団体と連携して子どもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、環境活動団体と連携して、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。
- ごみの減量化について、平成 27 年度は 1 人 1 日あたり-2.1 g（前年度比）となっています。今後は、土地区画整理事業や転入等による人口増加に伴うごみ排出量の増加が考えられるため、さらなる「ごみの分け方・出し方」「再資源化」の周知徹底が求められています。
- 市が行う事務事業や、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する実行計画を策定し、取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対する温室効果ガスの排出の抑制等に関する普及啓発を進める必要があります。



子ども自然観察会



段ボールコンポスト講習会

ー ー ー ー

○リサイクルセンター（エコループ池原）とは・・・

宜野湾市、沖縄市、北谷町の3市町で構成している「倉浜衛生施設組合」のごみ処理施設（中間処理施設）のこと。沖縄市内に所在しています。

「燃やせないごみ」及び「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」及び「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源化が行われています。

その他、「燃やすごみ」の熔融処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」があります。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①環境思想の普及・啓発	<p>自然環境への理解や関心を深めるため、身近にある自然等を活用した、子ども自然観察会を実施します。</p> <p>さらに、地域の環境保全に関わる人材の育成に努めます。</p>	<p>○学校での環境教育の充実 </p> <p>○環境保全に関わる人材育成</p>
②ごみの減量化・再資源化の推進	<p>「ごみの分け方・出し方」の周知を徹底することによる、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用を推進します。</p> <p>さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し、環境整備に努めます。</p>	<p>○「ごみの分け方・出し方」の周知</p> <p>○ごみ減量化・再資源化の促進</p> <p>○不法投棄への対応強化</p>
② 地球温暖化対策の推進	<p>市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対して率先行動を示します。</p> <p>また、市民・事業所・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を実施します。</p>	<p>○再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入及び支援</p> <p>○地球温暖化対策に関する普及啓発</p>

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
環境活動団体と連携した環境教育講習会の実施	なし	実施
家庭ごみの排出量	522.8g/人日	487g/人日
再エネ・省エネ設備等設置補助によるCO ₂ 削減量	5.1t-CO ₂	14.4t-CO ₂
地球温暖化対策に関する出前講座の実施	なし	実施

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29～R8年度）
- ・ 宜野湾市分別収集計画（第8期）（H29～R3年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H24～R2年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2次計画）（H25～R2年度）

基本施策(4) 公害・環境衛生対策の推進

目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

現状と課題

- 水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も、市民への生活排水対策及び水環境保全啓発に継続して取り組んでいく必要があります。
- 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っています。
- 田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）が未だに根強く残っている状況にあります。そのため、特に高齢者を中心に地域での説明指導が必要です。
- 未登録の飼い犬が存在することと、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在します。そのため、引き続き、市民への飼い犬の登録及び狂犬病予防注射受診の義務についての周知が必要です。



犬の飼い方教室

一 口 へ も

○犬の飼い方について・・・

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により市への登録が義務づけられており、登録すると「鑑札」が交付されます。

また、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務づけられており、注射を受けると「注射済票」と「ステッカー」が交付されます。





施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 水質汚濁・悪臭防止対策の推進	河川等の水質汚濁や、悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の整備・普及を推進します。また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。	○生活排水対策の推進 ○水環境保全への意識啓発
②騒音・振動防止の対策	騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場等の指導監視に努めます。	○規制基準や環境基準等の周知 ○交通騒音等監視の実施
② 大気汚染防止の推進	野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。	○野外焼却禁止の啓発 ○粉じん対策の推進 ○巡回指導の実施
④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化	動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。	○ペットの適正な管理指導 ○ハブ・害虫等対策 ○空き地の適正管理指導

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
動物愛護に関する講習会の実施	実施	継続実施
狂犬病予防注射接種率	%	%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市生活排水処理基本計画（H29～R8年度）

基本施策(5) 快適な生活環境の整備

目指すまちの姿

宜野湾市都市計画マスタープラン等各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、秩序ある都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、安全で快適な生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 用途地域の指定及び見直し並びに地区計画等の指定については、関連事業の実施と合わせて検討を進めています。時期に合わせ検討していく予定であるものの、事業実施段階に至っていません。また、実施にあたっては、関係権利者との合意形成を得る必要があるため、関連事業部署との連携が必要です。
- 広大な普天間飛行場の周囲に戦後集落的に発生したスプロール市街地等については、公共施設と宅地が未整備のまま低未利用地となっています。
- 宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき都市基盤整備に取り組んでいます。
- 市営住宅建替等の住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきましたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空き家等に対する対策等、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められています。
- 大規模な地震に備え、住宅の耐震化を促進する必要があります。



市街地風景



伊利原市営住宅 B・C 棟（建替実施）

一口メモ

- 用途地域とは・・・
都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。
- 土地区画整理事業とは・・・
道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 適切な土地利用の規制・誘導	<p>宜野湾市都市計画マスタープランに基づき、適切な土地利用の誘導に努めるとともに、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西普天間住宅地区跡地や、西海岸エリアの土地利用の指定や見直し、地区計画等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導に取り組みます。土地利用の見直し及び地区計画の策定等の際には、市民への積極的な周知に努めます。</p> <p>また、宜野湾市景観計画に基づき、景観資源を大切に守り育て、まちづくりとも連携し、美しさと風格を備えた「ねたて」の景観づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域地区の指定及び見直し ○地区計画等の指定 ○良好な景観形成の推進
② 都市基盤の整備	<p>基地跡地やスプロール市街地等について、土地区画整理事業等により、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地を形成し、安全で快適な生活環境を確保します。</p> <p>各地区の現状や課題を踏まえ、さまざまな整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。</p> <p>また、基地跡地やその周辺地区については、一体的な整備が図られるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業等の推進 ○長期未着手土地区画整理予定区域に係る市街地整備の検証 ○住環境整備事業等の推進 ○西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 安全 ○基地跡地と連動した市街地整備の推進 安全
② 住宅・住環境の整備	<p>安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示します。</p> <p>また、耐震化が図られていない住宅の耐震化率向上を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 安全 ○公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進 ○住居表示の整備

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
地区計画の指定件数	0件	3件
西普天間住宅地区土地区画整理事業計画の認可	未認可	認可
土地区画整理事業により整備された使用収益開始宅地面積の全宅地面積に占める割合	%	%
宜野湾市住生活基本計画の策定	策定済み	進捗管理
宜野湾市空家等対策計画の策定 KPI	策定済み	進捗管理
伊利原 E 棟改修の完了	24 戸	24 戸
市営住宅の長寿命化修改善事業実施済み住棟数 KPI	1 棟	1 棟
実施された住居表示整備事業数	0 件	1 件

関連する主な個別計画等

- 宜野湾市都市計画マスタープラン（H16～R2年度）
- 宜野湾市景観計画（H27年度～）
- 都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24年度～）
- 宜野湾市道路整備プログラム
- 宜野湾市公営住宅等長寿命化計画（H24～R3年度）

基本施策(6) 交通ネットワークの整備

目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進するとともに、返還予定地を活用した道路や新交通システムの構築により、快適な道路空間の形成を目指します。

現状と課題

- 近年の市街地形成に伴い、市民の道路整備に対するニーズは年々高まっており、道路の新設や改良の推進が求められています。
- 国道 330 号や県道 34 号における交通渋滞や、市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されており、特に渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。
- 道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進み、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加の傾向にあります。
- 西普天間住宅地区跡地利用計画において、開発により発生する車両交通が県道 81 号に集中し、新たな交通渋滞を引き起こすことが懸念されています。
- 本市は、中部都市圏の都市軸上に位置しており、都市活動や交通流動等の観点から都市圏を支える交通基盤を確立する必要があります。
- 都市計画道路の整備について、道路ネットワーク構築のうえで必要な路線・区間の整備促進を図る必要があります。
- 新交通システムの構築は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。
- 鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階には、基地跡地利用や、周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。



道路ふれあい月間清掃活動



呉屋田橋長寿命化修繕工事



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①生活道路の整備・拡充	<p>新設・改良・維持管理については、実情に即した取り組みを推進し、地域住民との連携により、安全・快適で潤いのある環境づくりを進めます。</p> <p>また、市道認定路線内の漬地面積を確定し、用地取得を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・快適で発展性のある道路の整備 安全 ○市道の維持管理 ○ボランティア活動の促進
③ 基地関連道路の整備	<p>基地があることにより生じている現在の交通事情を解消するため、普天間飛行場東側の一部返還予定地を活用し、新設道路を整備します。</p> <p>また、インダストリアル・コリドー地区の共同使用により、西普天間住宅地区跡地開発に資する新設道路を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○普天間飛行場東側返還地における道路整備 安全 ○西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備 安全
③幹線道路の整備	<p>地域住民の意向を反映しながら事業化の目的を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討し、宜野湾市道路整備プログラムに基づき整備を推進します。</p> <p>また、既存道路の改良を行う際には、交通渋滞の解消や、安全性の向上等も考慮した整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通基盤を確立する都市計画道路の整備
④ 新交通システムの構築	<p>交通渋滞の緩和、市民の利便性の向上、自然環境への負荷の軽減等に資するため、関係機関（国・県等）と連携を図り、公共交通の利用を促進するとともに、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システムの導入を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○軌道系交通システムの導入検討 ○関連機関と連携した公共交通の利用促進

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
市道宜野湾 1 1 号道路整備延長率	%	%
嘉数 1 号 L=982m道路整備	89.2%	100%
我如古 21 号 L=500m道路新設整備	64.6%	100%
伊佐 1 号 L=122m道路改良	0%	100%
真栄原 11 号 L=264m道路改良	0%	65.5%
道路管理の瑕疵により生じた事故件数	1 件	0 件
真栄原 53 号道路整備事業	0%	37.0%
伊佐 37-38-39 号道路整備事業	0%	69.0%
伊佐 40-41 号道路整備事業	0%	36.5%
中原 33 号 整備延長率	0%	100%
喜友名 23 号 整備延長率	0%	100%
3・4・71 号普天間線整備事業 整備率	27.6%	55.2%

関連する主な個別計画等

- 都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24 年度～）
- 宜野湾市道路整備プログラム
- キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（H27 年7月～）

基本施策(7) 上・下水道の整備

目指すまちの姿

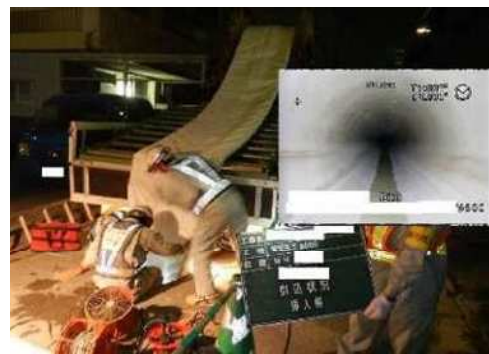
市民へ安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、清潔で快適なまちを目指します。

現状と課題

- 上水道については、普及率 100%、有収率 95.49%であり良好な経営状況です。重要拠点施設への耐震管の整備や老朽管更新における予防保全が求められています。
- 下水道については、汚水管の整備率が95%となっており、残りの汚水管の整備箇所について、私道等の私有地への汚水管布設のため、承諾を得るために時間を要しています。また、昭和46年度からの事業開始に伴い老朽化した施設が多くなってきているためその対応が求められています。汚水管の人口普及率が95.8%となっており、基地返還に伴う跡地利用の新規開発や私道等への汚水管布設が未整備箇所となっています。雨水管については面積整備率が88.7%となっており、浸水区域は概ね整備が完了しています。汚水、雨水管共に経年劣化に伴う老朽化した施設が多くなってきていることから、その対応が求められており、また、私道等への汚水管布設については地権者との合意形成が課題となっています。
- 給水設備、排水設備の接続相談や上下水道使用料の相談について窓口を一元化し、より一層、市民サービスの向上を図るため、本市下水道事業の公営企業法適用(平成30年4月1日)に併せ、水道局と下水道課の組織統合に向け取り組んでいます。
- 平成30年4月1日に水道局と建設部下水道課の組織を統合し上下水道局を開局しました。



配水管改良工事



下水道長寿命化対策工事

一口メモ

○有収率とは・・・

配水された浄水のうち、有収水量（料金として徴収される水量）の割合のこと。数値が100%に近いほど良いとされます。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 上水道の整備	<p>管路の整備や耐震化事業、漏水の防止対策及び施設の維持管理を行い、有収率の向上、水の安定供給に努めます。さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道の管理指導を強化します。</p> <p>また、今後の施設整備について関係機関と連携を図り、国に対し財政支援を強く要望していきます。</p>	<p>○送配水管の整備及び配水池の設置計画について</p> <p>○貯水槽水道の適正管理の指導強化</p> <p>○漏水防止対策の強化</p> <p>○維持管理体制の強化</p>
② 下水道の整備	<p>中部流域下水道計画と整合を図り、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めます。</p> <p>また、雨水による浸水対策に努めます。さらに、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。</p> <p>広報等により、下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。</p>	<p>○公共下水道の整備</p> <p>○下水道に関する広報活動の充実</p> <p>○下水道施設の計画的な維持管理</p> <p>○公共下水道接続の促進</p>

目標指標

指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
有収率 (有収水量/総配水量×100)	96%	97%以上
基幹管路の耐震化	50.2%	55.0%
重要拠点施設への耐震管の整備	1/64 箇所	5/64 箇所
老朽管の整備	11.0%	15.0%
下水道接続世帯数	35,689 戸	37,189 戸
下水道処理人口普及率	95.8%	99.3%
雨水面積整備率	88.7%	98.1%
浄化槽改造件数	60 件	80 件

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市水道ビジョン (H23 年度～)
- ・ 宜野湾市下水道長寿命化計画 (H27 年度 変更)
- ・ 宜野湾市公共下水道地方公営企業法適用基本計画書 (H27 年度)

基本施策(8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。

現状と課題

- 本市の都市公園計画面積（平成 28 年 3 月末現在）は、588,200㎡、整備済み公園面積は、381,964㎡となっています。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画対象民有林や河川区域として継続指定しています。
- 宜野湾市緑の基本計画に基づき、市民一人当たり公園面積6.0㎡を確保するためには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備促進を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。
- 都市公園等のうち約 4 割が設置から 30 年以上経過しており老朽化が進行しています。都市公園については、長寿命化計画を策定し適切な維持管理に努めていますが、総合運動場（市立グラウンド・市立野球場・市立体育館）等については、必要に応じて随時修繕を行っている状況であり、長寿命化計画等を策定し、管理方針や長寿命化対策の時期、コスト等を整理する必要があります。
- 市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配付を実施し緑化啓発を図っています。
- 市民等の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑化活動の PR や支援制度、助成制度の強化が必要です。
- 既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であることから個人墓地を容認しています。
- 公営墓地の整備については、一定規模以上の公有地が必要となりますが、基地跡地以外では確保が難しい状況です。
- 本市には、火葬場がなく、市外で火葬するために長距離の移動に加え、高い費用を負担しなければならないことや、将来見込まれる火葬需要への対応等、多くの課題があります。



いこいの市民パーク



ボランティアによる緑化活動



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 都市公園の整備	<p>宜野湾市緑の基本計画に基づき、身近な公園等の整備を図るとともに、緑化重点地区に位置づけられている公園等の整備を推進します。</p> <p>公園の整備にあたっては、市民等の意見も反映させながら、親しみやすい公園の整備に努めます。</p> <p>また、市内に残されている緑地については、保全を図るとともに、新たな緑の創出に努めます。</p>	<p>○公園の整備</p> <p>○既存緑地の保全</p>
② 都市公園等の維持・管理運営	<p>都市公園等について、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めるとともに、将来的に、延命化による既存施設の継続使用、もしくは建替えによる更新や廃止の判断について検討する委員会を設置し、委員会で決定した施設の方針に基づき実施します。</p>	<p>○施設の長寿命化</p>
③ 緑化の推進	<p>市民が主体となり、緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体に対する支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や、緑化イベント等により緑化意識の高揚を図ります。</p> <p>また、緑化推進団体の育成や、市民等が参加しやすい環境整備を進め、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。</p>	<p>○ボランティア団体との協働による緑化の推進</p> <p>○緑化活動の支援</p> <p>○緑化の啓発</p>
④ 墓園等の整備	<p>墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を検討し、基地跡地利用計画における墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。</p> <p>また、火葬場整備についても引き続き、検討します。</p>	<p>○墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発</p> <p>○墓地霊園の整備</p> <p>○墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討</p>

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
市民1人あたり公園面積	3.8㎡	6.0㎡
改築した遊戯施設数	3基	3基

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市緑の基本計画 (H18～R2年度)
- ・公園施設長寿命化計画 (H22年度 変更)
- ・宜野湾市墓地基本計画 (H25年度～)

基本計画

目標5

安全・快適で、持続的発展が可能なまち

基本施策(1) 基地問題への対応

目指すまちの姿

基地被害 110 番等を通しての市民の声や、基地被害の実態を正確に把握し、市民が実感できる危険性の除去や、基地負担軽減策を着実に実現するとともに、基地の固定化を絶対に阻止し、市民の願いである普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を実現することにより、市民が平和で安全な生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 市域の約 24% を占める普天間飛行場は、市の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音等市民生活に大きな負担となっており、一日も早い返還が強く望まれています。
- KC130 空中給油機の移駐等負担軽減が図られていますが、**夜間騒音や外来機の増加により苦情件数は増加傾向にあるなどしており**、市民が実感できる基地負担軽減策の着実な実施が早急に求められています。
- 普天間飛行場は、1996 年に日米両政府において返還が合意されたものの実現しないまま日米合意から 24 年が経過しており、その間、**沖縄国際大学へのヘリ墜落事故や普天間第二小学校グラウンドへの米軍ヘリ窓落下事故、泡消火剤漏出事故の発生、さらにオスプレイ 24 機が県民が反対する中、強行配備されるなど、危険性は放置され続けています。**市民の基地負担は限界を超えています。
- 返還合意の原点は「危険性の除去」と「基地負担軽減」であり、普天間飛行場が固定化されることは絶対にあってはならず、目に見える形での進展が求められています。



市内 9 団体による共同声明



普天間飛行場上空写真



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向けた取り組み	<p>これ以上問題を先送りすることなく、一日も早い普天間飛行場の返還が実現するよう、政府に対し粘り強く要請を続けるとともに、状況に応じて訪米要請等の機会を通してアメリカ政府への働きかけも検討します。</p> <p>また、市内各種団体との意見交換や共同での要請行動等、市民と連携した取り組みを引き続き模索し、適宜、普天間飛行場返還アクションプログラムの見直し等についても検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基地返還に向けた国・県・米国への要請行動の実施 ○市民意見の集約と、返還促進に向けた市民との協働による取り組みの実施 ○市民や県内外に対する情報発信 ○関係機関に対する情報発信
② 普天間飛行場が返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み	<p>基地被害 110 番等に寄せられる苦情や、市内 23 自治会に対するヒアリング等を通して市民の声や、基地被害の実態を把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や、基地負担軽減策の着実な実現を強く求めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基地被害の防止対策の推進 ○基地負担軽減促進対策の実施 ○基地騒音対策（実態調査） ○航空機航路調査の検証

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
市内自治会等へのヒアリングの実施	未実施	全自治会
普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用	情報発信のあり方（SNS・メルマガ）の改善
普天間飛行場の全面返還の実現	返還実現に向けた取り組みの実施	一日も早い返還の実現
「普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業」実施件数	件	件

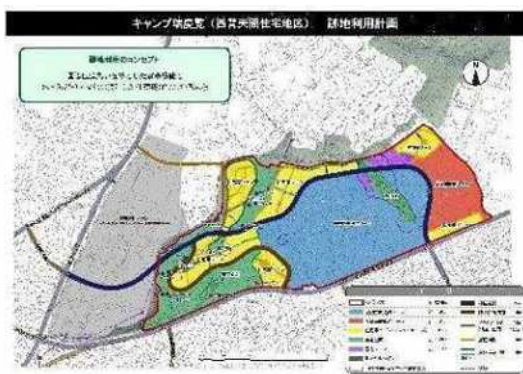
基本施策(2) 基地跡地利用の推進

目指すまちの姿

返還が実現されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）については、土地区画整理事業等各事業化に向けたまちづくりの環境整備等を着実に推進するとともに、今後返還予定の駐留軍用地については、土地の先行取得等を進め、未来へ向けた夢あふれる跡地利用の推進を目指します。

現状と課題

- キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）では、土地の引渡し後の跡地利用を推進するために地権者の合意形成活動を行っています。今後は、土地利用を円滑に推進するために、地権者全体でまちづくりを推進する組織が必要です。
- 基礎調査及び跡地利用計画策定に係る検討などの取り組みを開始しているキャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）は、「統合計画」において返還期日が「2024年度又はその後」と示されていますが、早期の返還が予定されている南側部分の返還期日が示されていません。
- 「統合計画」において、返還期日が「2022年度又はその後」と示されており、普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向け沖縄県と共同で取り組みを進めているが、明確な返還期日が示されず、具体的な返還の見通しがたっていない。
- 普天間飛行場の地権者数は、約 3,800 名（平成30年3月末）存在し、年々増加していることから合意形成が困難になることが想定されます。
- 普天間飛行場の跡地利用を円滑に進めるため、返還前から計画の立案や地権者への理解を求める必要がありますが、詳細な計画づくりに必要な基地内への立入調査が困難な状況です。



西普天間住宅地区跡地利用計画

一 口 メモ

○キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）とは・・・
嘉手納飛行場以南の駐留軍用地のうち、他の返還予定地に先駆けて返還される、50.8haの大規模な地区（東京ドーム約11個分）となります。
跡地利用の先行モデルとして、沖縄に潜在する発展の可能性を最大限に引き出すとともに、後追いで返還予定のキャンプ瑞慶覧や普天間飛行場の跡地利用をけん引する役割が新たに求められています。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① キャンプ瑞慶覧跡地利用の推進	<p>キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）の跡地利用に関しては、まちづくりのリーダーの育成に向けた活動や活動内容を情報発信するなど、地権者の合意形成を図ります。</p> <p>また、今後、返還予定のインダストリアル・コリドー地区の円滑な跡地利用がの推進できるが図れるよう、基礎調査及び跡地利用計画策定に係る検討や合意形成活動に向けた取り組みや、公共公益施設用地の先行取得を検討します。</p>	<p>《西普天間住宅地区跡地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業化に向けたまちづくりの環境整備の推進 ○跡地利用に関する情報発信 <p>《インダストリアル・コリドー地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○跡地利用計画の策定 ○合意形成活動の推進 ○土地の先行取得の検討
② 普天間飛行場跡地利用の推進	<p>普天間飛行場の跡地利用について地権者・市民・県民との合意形成に努めるとともに、国・県等との連携・調整を図り、跡地利用計画の策定を推進します。</p> <p>また、ホームページや地権者情報誌及び広報誌等によりきめ細かな情報発信に努めます。</p> <p>さらに、円滑に跡地利用推進を図るため、公共公益施設用地の計画的な確保に向け、同飛行場内の土地の先行取得を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合意形成活動の推進 ○跡地利用計画の策定 安委。 ○跡地利用に関する情報発信 ○土地の先行取得の促進 安委。

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
インダストリアル・コリドー地区の跡地利用計画の策定	跡地利用基本方針の策定	跡地利用計画の策定
インダストリアル・コリドー地区の合意形成活動の推進	地権者懇談会・勉強会の実施	地権者検討組織の設立
インダストリアル・コリドー地区の公共公益施設用地の先行取得を検討	先行取得の検討	先行取得の検討
意向醸成・合意形成の推進	意向醸成・合意形成の促進	意向醸成・合意形成の促進
普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況 KPI	配置方針及び配置方針図の更新案作成	跡地利用計画（素案）作成
普天間飛行場跡地利用に関する情報発信	地権者・市民及び県民へ向けた気運醸成	地権者・市民及び県民へ向けた気運醸成
普天間飛行場土地先行取得面積	6.3ha	11.5ha

関連する主な個別計画等

- キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（H27年7月～）
- 普天間飛行場跡地利用基本方針（H18年度～）

基本施策(3) 平和行政の推進

目指すまちの姿

平和に関する学習や交流等を行い、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争と復興の歴史の経験を継承できる平和行政を推進します。

現状と課題

- 平和学習受入事業、平和学習派遣事業及び平和祈念事業を実施し、平和の継承と発信に取り組んでいます。平和学習受入事業については、戦争体験者の減少していく中で平和学習の新しいあり方を検討する必要があります。
- 県外からの平和学習に訪れる中学生の受入事業については、修学旅行の一環として、各自治会との地域交流を行っていますが、戦争体験者が減少していく中で、平和学習の新しい取り組みを検討する必要があります。
- 県外、特に**慰霊塔がある京都市から毎年多くの修学旅行生等が平和学習のため嘉数高台公園を訪れている。現地のガイドとして嘉数区自治会の戦争体験者（語り部）が説明を行っているが、戦争体験者も減少する中、日本で唯一地上戦のあった沖縄戦を風化させることなく、いかに平和を継承していくか人材の確保や育成が喫緊の課題となっている。



修学旅行生と自治会の地域交流



ピースフォーラムぎのわん in 市内中学校



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
① 平和思想の啓発・発信	市民や各種団体等の市民レベルでの平和交流を促進し、平和に関する学習、交流等を通して平和の尊さ、平和思想に対する啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○平和都市宣言の趣旨に沿った取り組み強化 ○平和交流の推進 平和思想の市民への普及啓発 ○平和思想の市民への普及啓発 ○戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを時代へ継承する人材の育成
② 平和学習の環境づくり	平和学習等を目的とした来訪者を受け入れるため、各関係機関等との連携を進め、体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者の受け入れ体制の充実 ○情報提供媒体の多様化

目標指標

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
平和学習派遣事業における派遣生徒の延べ人数	112人	157人
平和大使の育成	0人	45人
各種平和に関する催事にて実施するアンケートにおいて、「平和に対する理解が深まった」と回答する割合	97%	90%

